

令和3年

第5回農業委員会通常総会 議事録

(令和3年11月25日開催)

武蔵野市農業委員会

## 令和3年第5回農業委員会通常総会 議事録

- 1 日時 令和3年11月25日（木曜日）午前9時30分
- 2 場所 武蔵野市役所西棟8階812会議室
- 3 議事  
議案第6号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について  
議案第7号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 4 協議・報告事項
  - (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について（3件）
  - (2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について（1件）
  - (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について（2件）
  - (4) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定申請書の事前確認について
  - (5) 農地パトロールにおける生産緑地等改善通知等について
  - (6) 令和3年度農家見学会について
  - (7) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について
  - (8) 令和3年度北多摩地区優秀農業経営者表彰について
  - (9) 農業委員会だより第17号について
  - (10) 令和3年度宮中新嘗祭について
  - (11) その他 会議等日程
- 5 出席委員

|     |       |   |     |      |   |
|-----|-------|---|-----|------|---|
| 1番  | 榎本一宏  | 君 | 2番  | 田中恒男 | 君 |
| 3番  | 榎本英明  | 君 | 4番  | 松本正人 | 君 |
| 5番  | 後藤幸治  | 君 | 6番  | 船木忠秋 | 君 |
| 7番  | 田邊安輝子 | 君 | 8番  | 櫻井義則 | 君 |
| 9番  | 北沢俊春  | 君 | 10番 | 下田誠一 | 君 |
| 11番 | 坂本和人  | 君 | 12番 | 大坂新一 | 君 |
| 13番 | 齋藤久枝  | 君 | 14番 | 大谷壽子 | 君 |
- 6 欠席委員 なし

7 委員以外の出席者 議案第6号及び第7号申請者2名、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画申請者1名

8 事務に従事した職員

局長 吉崎勝哉 君  
係長 合田宇宏 君  
主任 荒井祐一 君  
主任 森麻衣子 君

|          |   |
|----------|---|
| 事務局長     | 定刻となりましたので、ただいまより令和3年第5回農業委員会通常総会を開催したいと存じます。<br>なお、本日の資料ですが、個人情報等の取扱注意のものは回収させていただきたいと思えます。右上に黒塗りされているものは机上に置いてお帰りください。<br>それでは、会長、お願いいたします。 |
| 会長       | ただいまより、農業委員会通常総会を開催いたします。<br>本日は総会ですので、事務局より会議の成立についての報告をお願いします。  |
| 事務局長     | 本日は14名中14名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、有効に成立していることを報告いたします。  |
| 会長       | 署名委員は、12番大坂委員、13番齋藤委員をお願いします。   |
| 会長       | それでは、議事に入ります。<br>議案第6号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について を上程します。<br>事務局の説明を求めます。  |
| 事務局      | 〔事務局説明〕   |
| 2番 田中会長職 | 〔説明〕  |

|               |   |
|---------------|---|
| 務代理者          |   |
| 12 番 大坂委員     | ハウスの部分は納税猶予を受けるんですか。                      |
| 2 番 田中会長職務代理者 | はい。                                       |
| 12 番 大坂委員     | 農業委員会として認めるということによいですか。税務署の指摘もあると思うのですが。  |
| 2 番 田中会長職務代理者 | 可能性はあります。                                 |
| 12 番 大坂委員     | 熟成庫内の機械を持っていくところはあるんですか。                  |
| 会長            | 現地調査の際にも話はしましたが、直接ご本人に確認してください。           |
| 6 番 船木委員      | [説明]                                      |
| 会長            | 申請者をお呼びする前に、何かご質問等ございますか。                 |
|               | [質疑応答]                                    |
| 14 番 大谷委員     | 苗木は自分の畑で植えるんですか。それとも生産して、販売するのでしょうか。      |
| 会長            | この後に、ご本人に確認していただければと思います。                 |
| 9 番 北沢委員      | ハウス内については必要不可欠なものとして、税務署からは認められるんじゃないですか。 |
| 会長            | 過去には認められなかったこともありました。                     |
| 9 番 北沢委員      | 確か平成 14 年以降の通達で大丈夫になったと思いますが。             |

|          |  |
|----------|--|
| 会長       | 農業委員会としては、やはり過去に認められなかった事例もあるので、ハウス内の管理について指摘をさせていただきました。                              |
| 7番 田邊委員  | 納税猶予を受けるのは初めてではないんですよね。税務署と農業委員会の判断が違うのは、承知されてるのでしょうか。                                 |
| 会長       | こちらから説明をしています。   |
| 7番 田邊委員  | ハウス内で販売するのは問題ないのでしょうか。   |
| 会長       | 販売後は苗木の育成をすることになります。   |
| 7番 田邊委員  | それは問題のない範疇ですか。   |
| 会長       | その点については、指摘を行いました。   |
| 会長       | では、これより申請者にご入室いただきます。事務局は案内をお願いいたします。  |
|          | [申請者 入室]   |
|          | それでは「相続税納税猶予適用についての農業委員会内規」に基づき、申請者に出席をいただきました。まず申請者より長期的な目標と3か年の営農計画についてご説明をお願いいたします。 |
| 申請者      | [説明]   |
| 会長       | ありがとうございました。これより申請者へ質疑のある方はお願いしたいと思います。  |
|          | [質疑応答]   |
| 12番 大坂委員 | ハウスの大きさはどれくらいですか。  |
| 申請者      | 100㎡くらいです。   |

|           |   |
|-----------|---|
| 12 番 大坂委員 | 1つのハウスで2つの使い方をしているということでしょうか。                                     |
| 申請者       | キウイの販売が終わったら、苗を育成するという形を取っています。                                   |
| 12 番 大坂委員 | 税務署が調査に来たときのことも考えておいたほうがいいと思います。                                  |
| 申請者       | しっかり説明できるようにしたいと思います。育てた苗はほ場に定植するのですが、改善の指摘があれば、それに対応していきたいと思います。 |
| 9 番 北沢委員  | 12か月のうち、苗木生産が主で8月から12月までが販売ということでしょうか。                            |
| 申請者       | そのとおりです。生産施設としてハウスを販売に使っていません。                                    |
| 14 番 大谷委員 | 苗木は生産しているんですか。それとも自分のところで植えるためですか。                                |
| 申請者       | 販売はしていません。<br>樹木には経済樹齢というものがあり、自分の畑のものと入替えを行うことで生産性を上げています。       |
| 14 番 大谷委員 | 他の果樹もそうですか。   |
| 申請者       | そうです。すぐ植えてしまうと生育が良くないので。  |
| 13 番 齋藤委員 | 苗木の育成が多すぎるのではないですか。   |
| 申請者       | 早く収量を上げるためには、今あるものの2倍、3倍は植える必要があります。                              |
| 13 番 齋藤委員 | 小さいほうのハウスでも苗木を生産するんですか。   |

|           |   |
|-----------|---|
| 申請者       | キウイの追熟を行っているので、生産施設だと考えています。  |
| 13 番 齋藤委員 | 税務署にはそれが認められているのでしょうか。  |
| 申請者       | それはわかりませんが、もし認められないということであれば、苗木の生育が必要のない果樹に変えていきます。   |
| 11 番 坂本委員 | 以前、ハウス内に機械を置いていたら、ハウスは生産の場なので、と指摘を受けたことがあります。税務署によって判断が違うこともあるので、お伝えしておきます。ハウス内に置いてあるのは機械ですか。 |
| 申請者       | ありがとうございます。<br>機械は分解できるものではありませんが、それでも認められないということであれば、指摘を受け止めます。                              |
| 9 番 北沢委員  | ハウスは道路に隣接しているわけではないので、農業にしか使わないという認識でよろしいですね。   |
| 申請者       | はい。   |
| 会長        | 質疑も終了したようですので、●●様から農業委員会に対して、相続税納税猶予を受けるにあたり、決意表明をお願いいたします。                                   |
| 申請者       | 〔決意表明〕  |
| 会長        | ●●様ありがとうございました。<br>事務局はご案内をお願いいたします。<br><br>〔申請者退出〕   |
|           | これより採決に入りますが、最後に質疑等ございますでしょうか。<br>ないようでしたら、議案第 6 号に賛成の方の挙手を求めます。                              |

〔挙手の確認〕

会長

賛成多数で本案は可決されました。

それでは、次の議事に入ります。

議案第7号 農地に係る相続税の納税猶予に関する適格者の証明について を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

2番 田中会長職務代理者

〔説明〕

6番 船木委員

〔説明〕

会長

申請者をお呼びする前に、何かご質問等ございますか。

〔質疑応答〕

7番 田邊委員

北側部分は畑になっているようですが、納税猶予は受けられないですか。

会長

ここは申請者の土地ではありません。

会長

では、これより申請者にご入室いただきます。事務局は案内をお願いいたします。

〔申請者 入室〕

それでは「相続税納税猶予適用についての農業委員会内規」に基づき、申請者に出席をいただきました。まず申請者より長期的な目標と3か年の営農計画についてご説明をお願いいたします。

申請者

〔説明〕

会長 ありがとうございます。これより申請者へ質疑のある方はお願いしたいと思います。

〔質疑応答〕

5番 後藤委員 どのような作物が主になりますか。また今後挑戦していきたいものはありますか。

申請者 ネギ、大根等の野菜に加え、果樹はブルーベリー、プルーン等を栽培しています。

野菜よりも果物のほうが売れ行きがいいので、今後は果樹にシフトしていくかもしれません。

7番 田邊委員 後継者等の将来の計画はどのようになっていますか。

申請者 農家だけでは土地を守れないので、地域住民の方の協力を得て、ニーズに合った作物を提供していきたいです。

長男も農学部出身なので、問題ないと考えております。

14番 大谷委員 売上げの見込みはどの程度を考えていますか。

申請者 現在は100円均一のような形式を取っているのですが、ブルーベリー一等の単価の高いものを作りたいと考えています。

会長 質疑も終了したようですので、●●様から農業委員会に対して、相続税納税猶予を受けるにあたり、順番に決意表明をお願いいたします。

申請者 〔決意表明〕

会長 ●●様ありがとうございました。  
事務局はご案内をお願いいたします。

〔申請者退出〕

これより採決に入りますが、最後に質疑等ございますでしょうか

か。

ないようでしたら、議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手の確認〕

会長

賛成多数で本案は可決されました。

続きまして、協議・報告事項に入ります。

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- (3) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、3件を合わせて事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

5番 後藤委員

〔報告〕

事務局

〔事務局説明〕

5番 後藤委員

〔報告〕

事務局

〔事務局説明〕

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑応答〕

会長

次に(4)都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の認定申請書の事前確認について 事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

〔申請者 入室〕

申請者

〔抱負発表〕

|         |  |
|---------|--|
| 5番 後藤委員 | 果菜類とのことですが、露地でやるんですか。  |
| 申請者     | 最初は露地でやるつもりです。簡易ハウスであれば設置していると言われているので、ゆくゆくはトマトをハウスで栽培したいです。   |
| 5番 後藤委員 | 2 a ですか。   |
| 申請者     | はい。  |
| 5番 後藤委員 | 露地はなかなか難しいですが、どのような栽培方法を考えていますか。   |
| 申請者     | 露地に強い品種を選定し、雨除け対策をしっかりとやっていきたいと考えています。   |
| 8番 櫻井委員 | 地域との積極的な交流とはどのようなものを考えていますか。また、●●さんの従事日数は310日、ご家族の日数は100日と、換算するとほとんど休みがない状況になってしまいますが、大丈夫なのでしょうか。    |
| 申請者     | 地域の行事への参加を積極的にしていきたいと思います。<br>繁忙期は家族の協力やアルバイトを導入し、現在自分自身がボランティアグループに所属しているので、ボランティアの方に手伝ってもらおうと思います。 |
| 8番 櫻井委員 | 武蔵野市は都市農業なので、道路と畑が隣接しているが、第三者が関わった場合の保険には入っていますか。  |
| 申請者     | 保険については現在確認中です。  |
| 8番 櫻井委員 | 市内に引っ越すことは可能ですか。   |
| 申請者     | 可能です。ただ、現在の補助要件が市内に農地を所有する者ということになっているので、今すぐにはではなく、今後検討してい   |

|          |   |
|----------|---|
|          | きたいと思います。   |
| 9番 北沢委員  | 自分自身の労災の加入はどのような予定ですか。  |
| 申請者      | 加入義務はないので、現時点では考えていません。   |
| 9番 北沢委員  | 労災については、しっかり考えたほうがいいと思います。  |
| 申請者      | 恐らく自分の入っている保険でカバーできると思います。  |
| 7番 田邊委員  | 地域との関わりについて、体験等を挙げられていましたが、今後の道筋や展望はいかがでしょうか。   |
| 申請者      | 体験は初年度から実施したいと思っています。農福連携事業については、自分の基盤ができてから、3～5年後くらいに実施したいと思っています。                   |
| 7番 田邊委員  | 武蔵野市で農業をやっていくということであれば、積極的に武蔵野市の中で繋がって行ってほしいと思います。                                    |
| 申請者      | 積極的に行事に参加していきたいと思っています。   |
| 5番 後藤委員  | 武蔵野市と他市の農地、どちらを主としてやっていく予定ですか。また、農地についてはどこで探そうとしていますか。                                |
| 申請者      | どちらを主にするという考えではありません。<br>面積拡大は難しいと思うので、現時点では目処が立っていません。担い手で困っている方がいれば、紹介してもらいたいと思います。 |
| 5番 後藤委員  | 通勤に時間がかかるので、畑の手入れが難しくなってくるのではないですか。   |
| 申請者      | 人を確保して作業していきたいと思っています。  |
| 2番 田中会長職 | この計画は、今後農地を借りたいという希望に基づいて作って  |

|         |  |
|---------|--|
| 務代理者    | あるものなので、現在の借りようとしている農地面積でどうなっているかを判断できるようにしてほしいです。         |
| 事務局     | この計画書は、本日の説明用として、申請者からいただいた資料になります。                        |
| 8番 櫻井委員 | 添付書類として提出してもらわないと判断できないですね。                                |
| 会長      | これをもって、添付という形を取らせていただきたいと思います。                             |
| 9番 北沢委員 | 1日の作業工程はすべて頭の中に入っていますか。                                    |
| 申請者     | 日ごとの作業量については、アプリ等を活用して管理しています。                             |
| 9番 北沢委員 | パイプハウスについては、補助金での購入となっておりますが、どのようなことですか。                   |
| 申請者     | 今後認定新規就農者になって、国・都・市から出る補助金を活用していこうと思っています。                 |
| 5番 後藤委員 | 武蔵野市の農家であるという意識を持っていただきたいと思っています。                          |
| 申請者     | J Aでは準組合員として所属することになりますが、そのようなコミュニティで武蔵野市の農業者と繋がることはできますか。 |
| 5番 後藤委員 | そういうところもJ Aに確認しながら、理解してもらって仲間づくりをしていただけたほうが良いと思います。        |
| 9番 北沢委員 | 使用貸借契約だと思いますが、所有者が亡くなった場合はどうするのですか。                        |
| 申請者     | 理解して、今後契約を行う予定です。  |

|           |  |
|-----------|--|
| 14 番 大谷委員 | <p>売上目標は見込みですか。1年で自己資金がなくなってしまうのではないですか。</p>   |
| 申請者       | <p>今回出している計画書は、東京都で提示している収量の6掛けとしており、売上は市場価格を参考にしていますが、確かに見込みです。また空き時間を使って講師をしながら収入を得たいと考えています。</p> <p>認定新規就農者の融資を受けようと考えていましたが、そちらの整備がまだということだったので、民間での融資を考えています。</p> |
| 会長        | <p>それでは質疑も終了したので、農業委員会としては所有者さんの想いを繋げて頑張ってくださいと思います。●●さんが本日おっしゃったことは議事録にも残りますので、それを認識しておいてください。</p> <p>では、申請者のご案内をお願いします。</p> <p>〔申請者 退出〕</p>                          |
| 会長        | <p>次に（5）農地パトロールにおける生産緑地等改善通知等について 事務局より説明を求めます。</p>  |
| 事務局       | <p>〔事務局説明〕</p>   |
| 会長        | <p>以上について、何かご質問等ございますか。</p> <p>〔質疑なし〕</p>  |
| 会長        | <p>次に（6）令和3年度農家見学会について 事務局より説明を求めます。</p>   |
| 事務局       | <p>〔事務局説明〕</p>   |
| 会長        | <p>ご協力いただける方はいらっしゃいますか。</p> <p>〔後藤委員、櫻井委員、坂本委員 挙手〕</p>   |

|          |  |
|----------|--|
| 会長       | それでは、3名の方よろしくお願ひします。<br>前日の準備から委員の皆様にはご協力をいただきますので、よろしくお願ひします。 |
| 会長       | 次に(7)国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について 事務局より説明を求めます。                 |
| 事務局      | [事務局説明]  |
| 会長       | 以上について、何かご質問等ございますか。<br><br>[質疑なし]                             |
| 会長       | 次に(8)令和3年度北多摩地区優秀農業経営者表彰について 事務局より説明を求めます。                     |
| 事務局      | [事務局説明]  |
| 会長       | 以上について、何かご質問等ございますか。<br><br>[質疑なし]                             |
| 会長       | 次に(9)農業委員会だより第17号について 事務局より説明を求めます。                            |
| 事務局      | [事務局説明]  |
| 会長       | 以上について、何かご質問等ございますか。<br><br>[質疑なし]                             |
| 会長       | 次に(10)令和3年度宮中新嘗祭について 大坂委員より説明を求めます。                            |
| 12番 大坂委員 | [報告]   |

会長

以上について、何かご質問等ございますか。

〔質疑なし〕

会長

最後に(11)その他 会議等日程 事務局より説明を求めます。

事務局

〔事務局説明〕

会長

最後に委員の皆様や事務局から何かございますでしょうか。

特になければ、以上をもちまして、本日の通常総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前 12 時 40 分